

瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定細目 例

平成 年 月 日付けて 会社(以下「企業」という。)と締結した瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定(以下「協定」という。)第4条第1項の規定により環境の保全及び創造に関する協定細目を次のとおり定める。

平成 年 月 日

瀬戸市長 増岡錦也

記

(協定基準)

第1条 協定第5条第1項に定める協定基準は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める別表許容限度の欄に定めるところによる。

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 水質汚濁 | 別表第1の1 |
| (2) 騒音 | 別表第1の2 |
| (3) 振動 | 別表第1の3 |
| (4) 大気汚染 | 別表第1の4 |
| (5) 悪臭 | 別表第1の5 |
| (6) 化学物質の使用 | 別表第1の6 |

(測定の実施と報告)

第2条 協定第6条第1項に定める測定の方法は、次の各号に掲げるところによる。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 測定の頻度 | 前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める別表測定の欄に定める頻度。ただし、頻度の定めのない項目については、市が必要と認める場合に測定を行うものとする。 |
| (2) 測定方法 | 前条第1号から第5号までに掲げる区分については、当該号に定める別表備考に示す方法により、同条第6号に掲げる区分については、市長が適当と認める方法によるものとする。 |

OR

前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める別表測定の備考に示す方法。

2 協定第6条第2項に定める報告の方法は、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める別表報告の欄の定める期間ごとに、当該期間中に行った測定のすべてについてその結果を報告するものとする。ただし、期間の定めのない項目については、市が必要と認める場合に報告するものとする。

3 前項の報告は、計量証明事業者の交付する証明書(計量法(平成4年法律第51号)第110条の2第1項の規定による証明書に限る。)又はその写しを提出してこれを行うものとする。ただし、前条第6号に掲げる区分に係るものについては、これを要しない。

(自主基準の報告)

第3条 協定第7条第1項の規定により自主基準を定めたときは、企業はこれを自主基準設定報告書(第1号様式)により市に報告するものとする。

(簡易な計測又は報告)

第4条 協定第9条第1項の規定(同第10条第2項の規定により準用される場合を含む。)による簡易な計測又は報告は、別表第2項目の欄に掲げる区分に応じ、同表簡易計測又は

報告の欄に定めるところによる。

(環境マネジメントシステム)

第5条 協定第10条第1項に定める市に報告することのできる環境マネジメントシステムは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ISO14001:2004
- (2) エコアクション21
- (3) KES・環境マネジメントシステム・スタンダード
- (4) エコステージ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムとして市長が認めるもの

2 協定第10条第1項の規定による報告は、環境マネジメントシステム認証報告書(第2号様式)によるものとする。

2 協定第10条第3項の規定による報告は、環境マネジメントシステム認証失効報告書(第3号様式)によるものとする。

(緑化基準)

第6条 協定第13条第1項に定める緑化についての基準は、工場の敷地の総面積のうちに緑地(工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第1号に定める「緑地」をいい、同号に定める「環境施設」を含まない。)の占める割合が20パーセント以上であることとする。

(事前協議の手続き)

第7条 協定第20条の規定による同意を得ようとする場合は、事前協議申請書(第4号様式)を提出することによりこれを行うものとする。

2 協定第20条の規定による同意は、事前協議同意書(第5号様式)によりこれを通知するものとする。

(軽易な変更と事後報告)

第8条 協定第20条第2号ただし書に定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 既にある生産設備を同一の施設内で移動させる場合
- (2) 工場の主たる生産品目に付随して生産される品目を変更する場合
- (3) 生産品目の一部の生産をやめる場合
- (4) 生産設備の一部を廃止する場合

2 前項第3号及び第4号の場合においては、企業はその内容その他必要な事項を市に報告するものとする。

3 前項の報告は、軽易変更報告書(第6号様式)によるものとする。

以上

別表第1の1（第1条第1号関係）

水質汚濁関係

項 目	許 容 限 度	測 定	報 告
水素イオン濃度（pH）	以上 以下		
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg / l		
化学的酸素要求量（COD）	mg / l		
浮遊物質（SS）	mg / l		
ルルル抽出物質（鉱油類含有量）	mg / l		
ルルル抽出物質（動植物油脂類含有量）	mg / l		
フェノール類含有量	mg / l		
銅含有量	mg / l		
亜鉛含有量	mg / l		
溶解性鉄含有量	mg / l		
溶解性マンガン含有量	mg / l		
クロム含有量	mg / l		
大腸菌群数	日間平均		
窒素含有量	mg / l		
りん含有量	mg / l		
カドミウム及びその化合物	mg / l		
シアン化合物	mg / l		
有機りん化合物	mg / l		
鉛及びその化合物	mg / l		
六価クロム化合物	mg / l		
砒素及びその化合物	mg / l		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg / l		
アルキル水銀化合物	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	mg / l		
トリクロロエチレン	mg / l		
テトラクロロエチレン	mg / l		
ジクロロメタン	mg / l		
四塩化炭素	mg / l		
1,2-ジクロロエタン	mg / l		
1,1-ジクロロエチレン	mg / l		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg / l		
1,1,1-トリクロロエタン	mg / l		
1,1,2-トリクロロエタン	mg / l		
1,3-ジクロロプロペン	mg / l		
チウラム	mg / l		
シマジン	mg / l		
チオベンカルブ	mg / l		
ベンゼン	mg / l		
セレン及びその化合物	mg / l		
ほう素及びその化合物	mg / l		
ふっ素及びその化合物	mg / l		
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg / l		
備考 測定方法は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の例による。ただし、測定場所は別図に定めるところによる。			

別表第1の1別図

(略)

別表第1の2(第1条第2号関係)

騒音関係

項目	許容限度	測定	報告
午前8時から 午後7時まで	d B		
午後7時から 翌日の午前8時まで	d B		
備考 測定方法は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)の例による。ただし、測定場所は工場敷地境界とする。			

別表第1の3(第1条第3号関係)

振動関係

項目	許容限度	測定	報告
午前8時から 午後7時まで	d B		
午後7時から 翌日の午前8時まで	d B		
備考 測定方法は、振動規制法(昭和51年法律第64号)の例による。ただし、測定場所は工場敷地境界とする。			

別表第1の4(第1条第4号関係)

大気汚染関係

項目		許容限度	測定	報告
ばい煙発生施設ごと	ばいじん	$g / m^3 N$		
	窒素酸化物	ppm		
VOC排出施設ごと	VOC	ppmC		
備考 測定方法は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の例による。なお、表中において、「ばい煙発生施設」とは同法第2条第2項に定めるものをいい、「VOC」とは、同条第4項に定める「揮発性有機化合物」をいい、「VOC排出施設」とは大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第一の二の中欄に掲げる施設をいい、その規模が同下欄に該当すると否とを問わない。				

別表第1の5（第1条第5号関係）

悪臭関係

項 目	許 容 限 度	測 定	報 告
臭気指数			
備考 測定方法は、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の例による。			

別表第1の6（第1条第6号関係）

化学物質の使用関係

項 目	許 容 限 度	測 定	報 告
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）が定める第一種指定化学物質			

別表第2（第5条関係）

項目	簡易な計測又は報告
水質汚濁	別表第1の1の各項目につき、環境保全計画又は環境マネジメントシステムに従って計測し、1年ごとにその間の計測結果を報告する。
騒音及び振動	別表第1の2及び別表第1の3の各項目につき、環境保全計画又は環境マネジメントシステムに従って計測し、市が報告を求めた場合において、その結果を報告する。
大気汚染	別表第1の4の各項目につき、環境保全計画又は環境マネジメントシステムに従って計測し、1年ごとにその間の計測結果を報告する。
悪臭	別表第1の5の項目につき、環境保全計画又は環境マネジメントシステムに従って計測し、市が報告を求めた場合において、その結果を報告する。
化学物質の使用	別表第1の6の各項目につき、環境保全計画又は環境マネジメントシステムに従って計測し、1年ごとにその間の計測結果を報告する。

下記様式は略

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第5条第2項関係）

第3号様式（第5条第3項関係）

第4号様式（第7条第1項関係）

第5号様式（第7条第2項関係）

第6号様式（第8条第3項関係）